

## 鈴鹿青少年の森公園へのサッカースタジアム建設について

日 時：令和4年2月22日（火） 16:00～17:00

場 所：三重県庁

出席者：三重県 県土整備部 古澤次長  
          都市政策課 林課長、吉岡班長、嵯峨係長  
          法務文書課  
鈴鹿市 スポーツ課 坂部長、山本課長、田之上

### 主 旨：

鈴鹿青少年の森において鈴鹿市が設置するサッカースタジアム等の位置付けについて三重県と確認を行った。

### 協議結果

#### (三重県)

- ・鈴鹿市とサッカークラブ運営会社が締結した協定書については、鈴鹿市の指揮・監督のもと、運営会社が建設や運営の実務を担うことを示したものと理解しているが、一部誤解を招く表現がある。

#### (鈴鹿市)

- ・協定書の記載事項の趣旨を確認するため、運営会社と追加の覚書を締結することを検討する。

#### (三重県)

- ・当施設は運営会社が建設するものであるが、市としての施設の位置付けを整理する必要がある。
- ・設置管理条例の制定の上、指定管理者として指定し、施設の運営を行わせることもできる。

#### (鈴鹿市)

- ・市としても、公益性を高めるために、条例の制定など必要な手続きの進め方について、今後、具体的な検討を行う。

#### (三重県)

- ・目指すべきスキームをしっかりと共有し、施設の具体的な利活用に向けて引き続き県と市が連携して取り組むことが重要。

### 今後の課題

- ・協定書の修正の検討
- ・施設の位置付けについて整理
- ・利活用のロードマップ作成

鈴鹿青少年の森へのサッカースタジアム建設について  
ヒアリング事項書

日時 令和4年2月22日 16時00分～  
場所 県庁5F ミーティングルーム

記

1. 鈴鹿市とサッカークラブ運営会社間の協定について
2. 鈴鹿市が設置する施設としての位置づけについて
3. 施設の具体的な活用計画について
4. 今後のスケジュール

区分	供覧			起案日	令和04年02月28日
決裁区分				決裁日	令和4年2月28日
文書番号	鈴ス第1444号				
施行者				公印	
施行先					
分類番号	8014-10-01	保存期間	10年	共有区分	スポーツ課内
文書名称	スポーツ団体関係書			機密性格付	
部署	文化スポーツ部 スポーツ課 振興G				
起案者	田之上 勉			連絡先	6631

承認

スポーツ課長



主務者兼管理GL



管理G



振興G



件名

サッカースタジアム建設に係る三重県との打合せ結果について (供覧)

本文

このことについて、下記のとおり三重県と打合せを行いましたので、別紙のとおり供覧します。

記

- 1 日時 令和4年2月22日 (火) 16時~17時
- 2 場所 県庁
- 3 出席者 県都市政策課ほか  
市 坂部長, 山本課長, 田之上
- 4 内容 別紙のとおり